

## さぬき山歩会会則

### 第一章 総 則

第一条 この会は、「さぬき山歩会」（以下「会」と呼ぶ）と呼び、事務所を香川県高松市十川西町199-4に置く。

第二条 この会は、「日本勤労者山岳連盟」（以下「労山」と呼ぶ）に加盟し、「香川県勤労者山岳連盟」（以下「県連」と呼ぶ）に所属する。

### 第二章 目的と活動

第三条 この会は、労山の趣意書と県連の規約に従い、登山とハイキングを健康で文化的な生活に一つのスポーツ・レクリエーションとして、安くて安全で楽しい登山とハイキングをおこなうことを目的とする。

第四条 この会は、前条の目的を遂行するために次の活動を行う。

1. 安全な登山・ハイキングをおこなうための活動。
2. 登山・ハイキングの普及と向上のための活動。
3. 自然を守るための活動。
4. 山岳遭難事故防止と救急救助のための活動。
5. 登山・ハイキングにかかる情報提供。
6. 会員の親睦にかかる活動。
7. 県連、労山およびその関係団体、機関との提携、協力。
8. その他、目的遂行に必要な活動。

### 第三章 会員

第五条 会員の種類は、「正会員」、「家族会員」および「援助会員」とする。

- 2 「正会員」は、会員としてのすべての権利を有する。
- 3 「家族会員」は、「正会員」と生計を共にする家族とし、議決権を有せず会から直接情報の提供をうけることはできない。
- 4 「援助会員」は、県連の「加盟団体に会員として登録し、県連の連盟費を納め、労山の遭対基金へ加盟している個人とし、議決権を有しない。

第六条 会員になるためには、この会則および会の活動方針を承認し、所定の入会手続きをとらなければならない。

- 2 「正会員」になるためには、入会金2,000円を納めなければならない。
- 3 「援助会員」になるためには、会の審査承認を必要とする。

第七条 会員は、会運営に必要な会費を納めなければならない。

- 2 「正会員」の会費は、月額1,000円とする。
- 3 「家族会員」の会費は、月額500円とする。
- 4 「援助会員」の会費は、月額500円とする。

- 5 会が必要と認める場合には、総会の承認を得て会費の減免、または臨時会費を徴収することができる。

第八条 会員は、登山やハイキングを行らときには登山計画書を会へ提出して承認を受けなければならない。

1. 会員は、会が実施する活動には努めて参加する。
2. 会員は、遭難事故対応には、参加協力しなければならない。

第九条 会員が次のいずれかに該当する時は、総会の議決をもって除名することができる。

1. 会費の納期を一年以上経過しても理由なく滞納している場合。
2. この会の会員としてふさわしくないと認められて場合。

第十条 会員は、自由にこの会を退会することが出来る。ただし、所定の手続きを取り会費を精算しなければならない。

- 2 会員は、所定の手続きにより、この会を休会することが出来る。ただし、県連の連盟費を納め、労山の遭対基金へ加入している個人とし、議決権を有しない。

#### 第四章 機関

第十一条 この連盟に次の機関をおく。

1. 総会
2. 役員会
3. 事務局、運営委員会および専門部

第十二条 総会はこの会の最高議決機関で、原則として一年に一回役員会で決定し会長が招集する。ただし、役員会が必要と認めた時、会員の二分の一以上の要請があった時のいずれかに該当する時は臨時に総会を招集しなければならない。

- 2 総会は役員、運営委員及び「正会員」で構成される。
- 3 総会は「正会員」の過半数の出席で成立し、決議は「正会員」の過半数を必要とする。委任状は議長に提出し、総会の成立要件に含める。

第十三条 総会は次の事項を審議、決定する。

1. 会活動の総括と方針
2. 予算及び決算
3. 役員を選出
4. 規約の改廃
5. その他会の目的遂行に必要な事項

第十四条 役員会は総会に次ぐ決議執行機関で、年一回以上会長が招集する。ただし、役員の過半数の要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

2. 役員会は会長、事務局長、会計、常任委員で構成される。
3. 役員会は役員の過半数の出席で成立し、決議は役員過半数で成立する。

第十五条 役員会は次に事項を執行、審議、決定する。

1. 会活動の具体化
2. 総会より委任された事項
3. 会則についての審議の解釈
4. 規定に改廃
5. 運営委員会および専門部員の設置、改廃及び総括
6. 財政支出の承認
7. 各種原案の企画作成
8. 事務局員、運営委員および専門部員の選任
9. その他会活動遂行に必要な事項

第十六条 役員会はこの会則に定められていない問題については、労山の趣意書、県連の決定事項に従い処理することができる。

- 2 役員会は本会の運営に必要な規定は定めることができる。

第十七条 事務局、運営委員会および専門部は、会の方針にもつづき会業務を執行する。運営委員会および専門部の責任者は役員会の構成員とし、責任者が適時開催する。

## 第五章 役員

第十八条 この会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 事務局長 1名
3. 会計 1名
4. 常任委員 若干名
5. 監事 2名

第十九条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、会を代表する。
2. 事務局長は、会長を補佐し、事務局を統括するとともに、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
3. 会計は、会活動の執行にあたり、財政の処理にあたる。
4. 常任委員は、会活動の執行にあたり、会業務の処理にあたる。
5. 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第二十条 役員の仕事は次期総会までとし、会長、常任委員、監事は、総会で選出され再選は妨げない。事務局長および会計は役員会の互選により選出される。

- 2 補充役員の選任は役員会でおこない、その仕事は時期総会までとする。

## 第六章 財政

第二十一条 この会の財政は入会金、会費、事業収入その他をもってあてる。

第二十二条 会計年度は三月一日より翌年二月末日までとし、会計報告は定期総会の都度行い、総会の承認をうける。

## 第七章 運営委員会および専門部

第二十三条 この会には県連が定める運営委員を置く。運営委員は兼務することができる。

第二十四条 運営委員会の構成員は、運営委員および役員とする。

第二十五条 この会には次の専門部を置く。専門部員は兼務することができる。

1. 山行部
2. ハイキング部

第二十六条 山行部は、次の活動を行う。

1. 登山計画を立案し実施する。
2. 登山およびハイキングの山行計画書を審査承認する。
3. 登山およびハイキングの山行報告書をまとめる。
4. 安全な登山・ハイキングをおこなうための活動をおこなう。

第二十七条 ハイキング部は、次の活動を行う。

1. ハイキング計画を立案し実施する。
2. ハイキングの普及と向上のための活動を行う。

## 第八章 遭難事故対策

第二十八条 この会の遭難事故対策は、県連が定める「香川県勤労者山岳連盟遭難対策規定」に基づいて行う。

第二十九条 この会の会員は、「労山山岳事故対策基金」（以下「労山基金」と呼ぶ）へ全員加入する。

第三十条 遭難事故対策として、会員は遭難事故による労山基金の給付を受けるため、登山計画書を会に提出し、承認を得ることとして、無届山行は禁止する。

- 2 登山計画書を「山と自然ネットワークコンパス」で作成し、山行管理が会で出来るようにしてオンライン提出した場合には、前項にかかわらず会の承認を得たものとする。ただし、遭難事故防止の観点から登山計画に不備・危険があると認めた場合には取消すことがある。

第三十一条 山行責任については、参加者みずからの責任として会は責任を負わない。

- 2 山行中の遭難事故および捜索救助等にかかる費用は、当事者が負担する。
- 3 対外的に負担が必要となる捜索救助等費用は、この会が労山基金の受取者となるため、労山基金を充当するが、超える金額は当事者（物故者・行方不明は相続人等家族）に請求することになる。このため、労山基金は支払可能な金額まで増口をする

ことが望ましい。

第三十二条 遭難事故対応として、遭難事故が発生した場合には、すみやかに会に報告する。

- 2 この会で承認した山行において発生した遭難事故は、会が全力で対応する。
- 3 遭難事故対応の協力を県連に要請する場合は第二十八条に基づいて行う。

## 第九章 交通事故対応

第三十三条 交通事故等対応は、参加者等の自己責任として会は責任を負わない。

- 2 交通事故等にかかる費用は、参加者等が負担する。
- 3 この会の会山行および用務として承認した交通事故による自動車の物損に対しては、見舞金を「自動車事故見舞金規定」に基づいて支給する。
- 4 本会の山行における車両移動および事故対応については、別に定める「車両移動および事故対応に関する規則」による。

## 第十章 交通費助成

第三十四条 この会の用務として交通機関（自家用車等を含む）を使用する場合は、県連が定める「交通費助成規定」を準用して助成する。

- 2 複数名が自家用車等で移動する場合は乗合せを原則として、所有者に助成する。
- 3 県連等からを含め複数個所から交通費が助成される場合には対象外とする。

## 第十一章 会則の改廃

第三十五条 この会則の改廃は、総会の会員の三分の二以上の議決によらなければならない。

施行 1980年8月8日  
改正 1985年4月1日  
改正 2004年3月28日  
改正 2006年3月26日  
改正 2020年4月1日  
改正 2021年4月4日  
改正 2021年4月4日  
改正 2024年4月7日  
改正 2025年4月6日  
改正 2026年4月5日

## 自動車事故見舞金規定

本規定はさぬき山歩会山行中（計画書を事前に提出したものに限る）に発生した交通事故による、自動車の物損に対する見舞金を助成する。

（人身被害等は各車両の自動車保険にて対応するものとし、本規定からは除外する。）

但し、支給対象は会山行に使用の車両に限る。（所有者の山行への参加の有無は問わない。また、運転者は会員、非会員等は問わない）

### 1.見舞金額

事故により破損した程度により見舞金を支給する。

軽微な破損 ・ ・ ・ ・ ・ 1万円

中程度の破損 ・ ・ ・ ・ ・ 3万円

重大な破損 ・ ・ ・ ・ ・ 5万円

尚、原資は特別会計活動費とする。

軽微な破損とは

修理をしなくても走行、運用に支障の無い程度の損傷で、外観上の問題がある場合

中程度の破損とは

走行、運用に支障があり、修理を要する場合。

重大な破損とは

走行、運用に重大な支障があり、修理に耐えない場合や修理費用が過大で使用を止めざるを得ない場合。

### 2.報 告

事故発生後、30日以内に山行リーダーが役員会に状況を報告するものとし、報告のない場合は支払い対象から除外する。

### 3.金額の決定

金額の決定は役員会で行い、後日、月例会や総会等で会員に報告するものとする。

### 4.施行時期

本規定は2025年4月6日付で施行する。

以上

## 車両移動および事故対応に関する規則

### (目的)

第1条 本規則は、さぬき山歩会の山行における車両移動に関し、事故発生時の混乱および会員間の金銭的・感情的なトラブルを未然に防止し、安心して相互協力による移動を行うことを目的とする。

### (基本原則)

第2条 車両移動は、会員相互の善意と協力に基づくものとする。  
参加者は、車両移動に伴うリスクが、各会員の加入する自動車保険および関連保険制度に依存することを理解した上で参加するものとする。  
本規則の周知を受けて乗合い山行に参加した会員は、本規則の内容を了承したものとみなす。

### (車両提供者の保険基準)

第3条 会員が山行において車両を提供する場合、当該車両には、次に掲げる保険を付帯していなければならない。

(1) 対人・対物賠償責任保険 無制限 (2) 人身傷害補償保険 5,000万円以上(無制限を推奨)  
前項の条件を満たしていることについては、役員または山行リーダーが確認し、その旨を会員に周知する。

### (人的損害の補償)

第4条 車両移動中の事故により会員が死傷した場合の補償は、原則として当該車両が加入する自動車保険(対人賠償責任保険および人身傷害補償保険)の補償範囲内で行う。  
前項の補償範囲を超える損害については、各会員が加入する山岳保険、傷害保険等により各自補填するものとし、本会および車両提供者は、法令上の賠償責任が認められる場合を除き、追加的な補償義務を負わない。

### (車両の損害および修理費用)

第5条 車両提供者本人が運転していた場合に生じた自車の損害については、提供者の自己責任(自己負担または自身の車両保険)とする。  
運転を交代した会員(以下「交代運転者」という。)が事故を起こした場合の車両修理費用は、原則として交代運転者が負担する。  
交代運転者は、自身の自動車保険に付帯する\*\*他車運転特約(車両補償を含むもの)\*\*の適用を確認する、または車両補償付き一日自動車保険に加入した上で運転しなければならない。  
やむを得ず車両提供者の保険を使用して修理を行う場合は、交代運転者および車両提供者は、将来的な保険料増額(等級ダウン分等)について誠意をもって協議し、合理的な範囲で負担を分担する。  
第3項の条件(対物・車両補償の担保)を満たす者のみが交代運転を行うことができる。

### (安全運転体制)

第6条 助手席同乗者は、安全運転補助者として運転者と同等の注意義務を担い、ナビゲーションの補助、疲労度や体調への配慮、および覚醒維持の協力を行わなければならない。

運転疲労による事故を防止するため、1人の運転時間および走行距離は、概ね別に定める基準内とし、適宜交代運転を行う。

交代運転者を確保できない長距離走行等の場合は、レンタカー（免責補償加入）や運転手付き借上車両の利用を検討し、それが困難なときは山行計画を見直すものとする。

（本規則の趣旨）

第7条 本規則は、事故発生時における過度な責任追及を目的とするものではなく、保険制度を最大限活用することにより、会員間の紛争を防止し、円滑かつ円満な解決を図ることを目的とする。

（規則の改廃）

第8条 本規則の改廃は、役員会において提案し、月例会等において正会員の過半数の承認を得て実施する。

附則

本規則は、2026年4月5日付けで施工する。

## 車両移動および事故対応に関する規則（2026年4月施行）

さぬき山歩会

### ■ 規則のポイント（会員向け要約）

本会の山行における車両移動は、会員の善意と協力で成り立っています。万が一の事故の際、金銭的・感情的なトラブルを防ぎ、仲間同士の絆を守るためのルールです。

保険の基準: 車を出す際は「対人・対物無制限」「人身傷害 5,000 万円以上」の保険加入が必須です。

事故時の補償: 怪我の補償は、原則として車両が加入する保険の範囲内で行います。

交代運転の責任: 運転を代わった人が事故を起こした場合、修理費は「運転していた人」の保険（他車運転特約等）で負担します。

安全協力: 助手席は「安全運転補助者」です。ナビや眠気解消のサポートを積極的に行いましょう。

### ■ 交代運転者用：保険チェックシート

（ハンドルを握る前に必ず自分で確認しましょう）

- 自分の保険に\*\*「他車運転特約」\*\*がついているか。
- その特約で\*\*「借りた車の修理代（車両補償）」\*\*も出る設定か。
- 自分の保険の\*\*「年齢制限」\*\*に、今の自分は引っかかかっていないか。
- 特約がない場合、\*\*「1日自動車保険（車両補償付きプラン）」\*\*に加入したか。

### ■ 緊急時の対応フロー（車内に備え付けてください）

二次被害防止: ハザード・発炎筒・停止表示板を設置。

負傷者救護: 迷わず 119 番。

警察連絡: どんな小さな事故でも必ず 110 番。

会への報告: 山行リーダーおよび役員へ連絡。

保険会社連絡: 提供車と運転者それぞれの保険会社へ連絡。

記録: 相手の氏名・連絡先・車両番号を控え、現場写真を撮影。

### ■ よくある質問 (Q&A)

Q: 車主の保険を使えばいいのでは？

A: 保険を使うと等級が下がり、翌年から車主の保険料が高くなってしまいます。善意で車を出してくれた人に負担をかけないように、運転していた本人の保険を優先します。

Q: 車を持っていない人が交代運転するには？

A: コンビニやスマホで加入できる「1日自動車保険」を利用してください。必ず「車両補償（車の修理代）」が含まれるプランを選んでください。

※本資料は 2026 年 3 月の役員会にて承認された「車両移動および事故対応に関する規則」に基づき作成されました。詳細は規則本案を確認してください。

## ◎会費について（月／1000円）の使用用途

- ・ 県連会費として、正会員は月350円、家族会員は月130円を納めています。
- ・ 納入時期は、4月、7月、10月、1月の年4回で、その月の会員数で計算をし納めています。3ヶ月で正会員1050円、家族会員390円になります。
- ・ 労山山岳事故対策基金（遭対基金）へは集めた会費から一口1000円納めています。
- ・ 残りが会の予算になります。（事務所使用料、ZOOM使用料、印刷コピー代等）
- ・ 全国連盟には、県連より各団体加盟費を3,200円／年、毎年11月の会員数を基準として1人あたり130円×12ヶ月を年4回に分割して納めています。

## ◎休会・退会手続きについて

- ・ 休会・退会は自由ですが、山歩会に会費が未納であっても、山歩会から県連会費へ県連会費を3ヶ月毎に前納しています。  
また、遭対基金に増口している場合には支払いが発生します。
- ・ 会員資格は、3カ月毎の自動継続となり会費は前払いですので、必ず月末までに休会・退会する旨を事前に山歩会へ書面（LINE等可）で申し出て、未納金を確認し清算を行ってください。
- ・ お試し入会の方も最長3カ月後から自動継続となり、会費が発生しますのでご注意ください。

## ◎入会特典と労山基金について

- ・ 入会金 2,000円、会費 1,000円/月(3月分前納)ですが、3月入会の場合は、3～5月までは入会金のみで、会費は6月分からで結構です。お気に召さない時には事前(5月)に申し出てください。

### ■■■入会後の特典■■■

- 1. 登録後、全国連盟の会員証が発行され優待施設では提示することで、割引などの特典を受けることができます。

(例:ベースキャンプ高松店で商品 10%引き)

- 全国の優待施設（宿泊施設、登山用品店、クライミングジム）
- (詳細はこちらへ⇒<https://www.jwaf.jp/list/index.html>)



■ 2. 「労山基金」は会費の中から1口(1,000円/年)分を拠出します。

(3月入会の場合は1口/700円+300円)

入会時に仮に個人で2口を追加すると700円×2+300円=1,100円で3口入ることになります。

■ 3. 家族会員は、500円/月です。

- ・ なかま同士のクラブで行くハイキングや登山で発生した登山事故は自己責任となります。このため、山歩会では万一の登山事故に備えて、全国連盟の「労山基金」(10～9月)への加入を必須としており、会費の中から毎年1口(1,000円/年)分を拠出しており、会員には通常3口以上の加入(会加入分を含む)を推奨しています。(特に1泊以上夏山の山行や岩、雪、沢などで、ハイキング3倍交付対象外となるときは5口以上を推奨)

#### ■■労山基金について■■

■ 死亡・傷害に寄付金登録申込額の200倍まで交付(ハイキングは3倍交付あり)

■ 救助・捜索(下山遅れの捜索を含む)に寄付金登録申込額の300倍まで交付(加入初年度)

■ (加入2年目から、継続1年ごとに10倍が加算され、最高400倍まで交付されます。)

■ 加入年度(10月～翌年9月)であり、初年度途中の登録は10か月未満が(100円×残月数) /口となる。

■ ただし、登録後の追加は残月数に係らず1,000円/口となる。

■ 登山計画書(個人山行含む)を会へ提出し、承認を得ていることが交付条件となる。

■ (詳細はこちらへ⇒<https://www.jwaf.jp/fund/index.html>)



# 交通費助成規定

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規定は、香川県勤労者山岳連盟（以下県連という）用務のために活動する役員および加盟団体の会員等に対し、交通費を助成することで県連用務の円滑な運営を行うことを目的とする。

### (交通費の計算)

第2条 交通費は、最も経済的かつ合理的な通常の経路および方法によって旅行した場合の計算を行う。

2) 県連用務の必要上又は天災その他やむを得ない事由によって前項による旅行が行えない場合は、実際に旅行した経路及び方法による。

### (交通費の起点)

第3条 交通費は、所属会事務所から計算する。

### (支 給)

第4条 県外交通費は、事前に概算払いを受けることができる。ただし、概算支給を受けた者は、用務終了後1月以内に精算しなければならない。

2) 県内交通費は、行事終了の翌月末までに支給する。ただし、各委員会等の交通費は、年度分を取りまとめて定期総会までに支給する。

### (取消料)

第5条 県連の都合による旅行の延期又は中止あるいは病気その他やむを得ない事由のため、あらかじめ購入した乗車船券又は急行券等を取消す場合には、その取消しに要する実費は県連の負担とする。

### (規定外取扱)

第6条 この規定によることができない特別の事由がある場合については、その都度理事会で定める。

## 第2章 交 通 費

### (交通費)

第7条 県連用務のために旅行する役員および加盟団体の会員等に対し、合理的手段による別表1に定める交通費を支給する。

### (特急料)

第8条 特急列車（急行列車を含む）が運行されている路線を旅行するときは、次によって特急料金（急行料金）を支給する。ただし、特急列車（急行列車を含む）を使用しなくとも合理的な時間で旅行できる場合は除く。

1. 新幹線――片道100キロメートル以上の場合

2. その他――片道50キロメートル以上の場合

2) 前項の適用を受けない場合であっても、特急列車（急行列車を含む）を使用することによって旅行日数が短縮できる場合には、特急（急行）料金を支給する。

### (自家用車の使用)

- 第9条 自家用車を使用する場合は、実際に走行した距離に応じて車賃を支給する。  
但し、委員会等で車を使用する場合は、別表2に定める交通費を支給する。
- 2) 前項で県外へ旅行する路線において高速道路が整備されている時は、片道50キロメートル以上の場合に高速料金を支給する。ただし、高速道路を使用しなくとも合理的な時間で旅行できる場合は除く。

### (交通費の控除)

- 第10条 会員の自家用車に同乗する等、旅行者が運賃の負担を要しない場合は、その区間について原則として交通費は支給しない。

### (特定行事)

- 第11条 特定行事は別表3を適用し、その定めによる交通費を支給する。

### (特定旅行先)

- 第12条 特定旅行先は別表4を適用し、その定めによる交通費を支給する。

## 第3章 申請と精算

### (申請)

- 第13条 県連用務で旅行する場合は、事前に理事会において申請し承認を受けることとする。
- 2) 急用で旅行する場合には、理事長に承認を得て旅行後、理事会で事後承認を受けることとする。

### (精算)

- 第14条 交通費は、別紙1の報告書に必要事項を記入し県連事務局財政担当者へ提出し精算する。
- 2) 委員会等については、前項の報告書に取りまとめた交通費の総額を記入し、その詳細がわかる付表を添付することとする。

### 【付 則】

- 第15条 この規定の改廃は理事会で決定する。

- 第16条 この規定は、1999年12月1日から施行する。
- 一部改訂を2000年2月1日から施行
  - 一部改訂を2002年4月1日から施行
  - 一部改訂を2005年4月1日から施行
  - 一部改訂を2006年4月1日から施行
  - 一部改訂を2013年2月1日から施行
  - 一部改訂を2022年2月1日から施行

(別表1)

## 交通費額表

	鉄道賃	航空賃	船賃	電車賃 バス賃	車賃
料金等	普通旅客運賃	普通	普通	普通	キロ当たり 30円

(別表2)

## 理事会・委員会等交通費額

15円/km(ただし高松-観音寺間は25円/km)

開催地 起点	高松		丸亀		善通寺		観音寺	
	片道 km	金額(往復) 円	片道 km	金額(往復) 円	片道 km	金額(往復) 円	片道 km	金額(往復) 円
高松勤労者山の会 さぬき山歩会	—		37	1,100	39	1,200	54	2,700
高松ハイキングクラブ	11	300	38	1,100	40	1,200	56	2,800
山岳同人五色の峰	14	400	28	800	31	900	47	2,400
丸亀しわく山の会	37	1,100	—		5	200	22	700
善通寺山の会	39	1,200	5	200	—		19	600
観音寺あけぼの山の会 観音寺ハイキングクラブ	54	2,700	23	700	21	600	—	

(別表3)

## 特定行事交通費額表

	行事名	交通費	備考
1	五色台グリーンハイキング	3,000円	ゴミ収集車代/1コース
2	阿讃山脈縦走健脚大会	1,000円	スタッフ車代/1台

(別表4)

## 特定旅行先交通費額表

	目的地	交通費	備考
1	東京都内	45,000円	